

株式会社丸紅フットウェア（FILA）様



認定特定非営利活動法人富士山クラブ

## 寄附金受領証明書 送付のご案内

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

このたびは当クラブへのご支援を賜り、誠にありがとうございました。頂戴いたしましたご寄附/賛助会費は今後の活動資金としてありがたく使用させていただきます。また、下記の通り受領書をお届けいたします。

美しい富士山を子どもたちに残していくために、実践活動及び啓発活動に努めて参りますので、今後ともご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

### 記

- 寄附金受領証明書（領収証）
- 認定NPO法人取得に関するご案内
- その他

確定申告の際、切り取ってお使いください

# 寄附金受領証明書

No.5415

株式会社丸紅フットウェア（FILA）様

住所 東京都中央区日本橋堀留町 2-4-3 ユニゾ堀留町二丁目ビル 4F

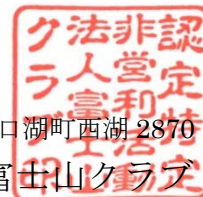
¥200,000-

但 本NPOが行う特定非営利活動にかかる事業（活動全般）  
に関連するご寄附として、

2022年11月9日 上記正に領収いたしました

〒401-0332 山梨県南都留郡富士河口湖町西湖 2870

認定特定非営利活動法人富士山クラブ



【認定番号：山梨県指令 県安働第 1100 号 認定期間：2021年8月1日～2026年7月31日】

本寄附は所得税法第78条、措法41条の18の2による所得税の寄附金控除、又は、法人税法第37条第1項、同第4項、措法66条の11の2の2項により法人税の損金算入対象となります。

上記の措置を受ける為に、確定申告の際この領収証が必要となりますので相当期間大切に保存して下さい。

株式会社丸紅フットウェア（FILA）様



認定特定非営利活動法人富士山クラブ

## 寄附金受領証明書 送付のご案内

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

このたびは当クラブへのご支援を賜り、誠にありがとうございました。頂戴いたしましたご寄附/賛助会費は今後の活動資金としてありがたく使用させていただきます。また、下記の通り受領書をお届けいたします。

美しい富士山を子どもたちに残していくために、実践活動及び啓発活動に努めて参りますので、今後ともご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

### 記

- 寄附金受領証明書（領収証）
- 認定NPO法人取得に関するご案内
- その他

確定申告の際、切り取ってお使いください

# 寄附金受領証明書

No.5951

株式会社丸紅フットウェア（FILA）様

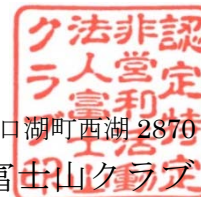
住所 東京都中央区日本橋堀留町 2-4-3 ユニゾ堀留町二丁目ビル 4F

¥405,622-

但 本NPOが行う特定非営利活動にかかる事業（活動全般）  
に関連するご寄附として、

2023年8月25日 上記正に領収いたしました

〒401-0332 山梨県南都留郡富士河口湖町西湖 2870  
認定特定非営利活動法人富士山クラブ



【認定番号：山梨県指令 県安働第 1100 号 認定期間：2021年8月1日～2026年7月31日】

本寄附は所得税法第78条、措法41条の18の2による所得税の寄附金控除、又は、法人税法第37条第1項、同第4項、措法66条の11の2の2項により法人税の損金算入対象となります。

上記の措置を受ける為に、確定申告の際この領収証が必要となりますので相当期間大切に保存して下さい。

丸紅コンシューマーブランド株式会社 (FILA) 様



認定特定非営利活動法人富士山クラブ

## 寄附金受領証明書 送付のご案内

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

このたびは当クラブへのご支援を賜り、誠にありがとうございました。頂戴いたしましたご寄附/賛助会費は今後の活動資金としてありがたく使用させていただきます。また、下記の通り受領書をお届けいたします。

美しい富士山を子どもたちに残していくために、実践活動及び啓発活動に努めて参りますので、今後ともご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

### 記

- 寄附金受領証明書 (領収証)
- 認定NPO法人取得に関するご案内
- その他

確定申告の際、切り取ってお使いください

# 寄附金受領証明書

No.6112

丸紅コンシューマーブランド株式会社 (FILA) 様

住所 東京都台東区台東 1-30-7 秋葉原アイマークビル 12 階

会員番号-

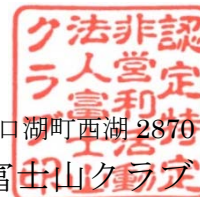
¥57,450-

但 本 NPO が行う特定非営利活動にかかる事業 (活動全般)  
に関連するご寄附として、

2024 年 6 月 28 日 上記正に領収いたしました

〒401-0332 山梨県南都留郡富士河口湖町西湖 2870

認定特定非営利活動法人富士山クラブ



【認定番号：山梨県指令 県安働第 1100 号 認定期間：2021 年 8 月 1 日～2026 年 7 月 31 日】

本寄附は所得税法第 78 条、措法 41 条の 18 の 2 による所得税の寄附金控除、又は、法人税法第 37 条第 1 項、同第 4 項、措法 66 条の 11 の 2 の 2 項により法人税の損金算入対象となります。

上記の措置を受ける為に、確定申告の際この領収証が必要となりますので相当期間大切に保存して下さい。